

京都市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第50号）（行財政局人事部人事課）

職員の分限処分に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議させるための委員会を設置することができることとする必要があるため、次のとおり改正することとしました。

1 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、職員の分限処分に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができることとしました。

2 委員会の委員の人数、委嘱、任期、委任について定めました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「実施」を「施行」に改め、「事項」の右に「(委員会に関するものを除く。)」を加え、同条を第13条とする。

第8条の次に次の4条を加える。

(委員会)

第9条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、職員の分限処分に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれ委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会に関する委任)

第12条 前3条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)